

働き方改革推進のための労働基準法等の改正等について アンケートご協力のお願い（中野労働基準監督署）

<回答日 年 月 日>

平成 30 年（2018 年）7 月 6 日に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（以下「改正法」といいます。）について、円滑な施行に向けて以下のアンケートを実施しておりますので、ご協力をお願いします。（回答は、FAX 等により下記提出先までお願いします。）

1 ご回答される会社について

- (1) 業種（例： の製造） _____
- (2) 労働者数（企業全体） 約 _____ 名（非正規労働者含む。）

2 改正法について

- (1) 時間外労働の上限規制（施行日 2019 年 4 月 1 日、中小企業は 2020 年 4 月 1 日）
改正内容を 理解している おおむね理解している よく分からない
遵守に当たって おおむね問題ない 解決すべき問題が多い どちらとも言えない
- (2) 年次有給休暇の年 5 日以上取得（施行日 2019 年 4 月 1 日）
改正内容を 理解している おおむね理解している よく分からない
遵守に当たって おおむね問題ない 解決すべき問題が多い どちらとも言えない
- (3) 上記（1）又は（2）に関する助成金
「時間外労働等改善助成金」について 知っている よく知らない
（助成金の利用について） 利用済み 良ければ検討したい 分からない
- (4) その他の改正内容で、「自社に関係がある」又は「よく知っておきたい」ものを教えてください。
月 60 時間超え時間外労働の割増賃金率引き上げ（50%） 中小企業への適用
フレックスタイム制度の見直し
高度プロフェッショナル制度の創設
勤務間インターバル制度
労働者の健康確保のための労働時間状況の把握義務（労働安全衛生法）
産業医・産業保健機能の強化（労働安全衛生法）
正規と非正規労働者との間の不合理な待遇差の禁止（パートタイム労働法ほか）
最低賃金の引き上げ（助成金の活用含む。）

3 労務管理上の悩み事など（改正法以外でも可）

4 個別相談の希望について

労働基準監督署では、労務管理上の悩み事等について、きめ細かな支援を行うこととしています。

個別相談について 希望する 機会があれば希望する 希望しない

法律違反等の行政指導を行うことが目的ではありませんので、この機会に是非ご相談ください。

よろしければご記入願います。

事業場名 _____（ご担当者職氏名）_____

（電話）_____

【照会・提出先】 中野労働基準監督署 担当：山崎・前田（支援班）あて

電 話 0269 22 2105 F A X 0269 22 2106 所在地 〒383 0022 中野市中央 1 - 2 - 2 1

事業主の皆さまへ

「働き方」が変わります!!

2019年4月1日から
働き方改革関連法が順次施行されます

Point

1

施行：2019年4月1日～ 中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限規制が導入されます！

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、
臨時的な特別な事情がある場合でも**年720時間、単月100時間未満**（休日労働含む）、
複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

時間外労働ができる時間数を設定し、労働基準監督署に届け出ていただく際の様式と記載例を
厚生労働省HPにアップしました。

Point

2

施行：2019年4月1日～

年次有給休暇の確実な取得が必要です！

使用者は、10日以上年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、

毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

時季指定の仕方など、具体的な付与の仕組みを整理した資料を厚生労働省HPにアップしました。

Point

3

施行：2020年4月1日～ 中小企業は、2021年4月1日～

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の 不合理な待遇差が禁止されます！

同一企業内において、

正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、

基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

「働き方」に関する詳細・お悩みは【相談窓口】へ
改正法の詳細は厚生労働省HP『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>

または、長野労働局HP「長野労働局働き方改革」の「働き方改革関連リーフレット」をご覧ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/tokushu_campaign/hatarakikata_kaikaku.html

相談窓口のご案内

働き方改革関連法に関する相談については、以下の相談窓口をご活用ください。

法律について

労働基準監督署
労働時間相談・支援コーナー

時間外労働の上限規制や年次有給休暇などに関する相談に応じます。

▶検索ワード：労働基準監督署

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>



長野労働局

【パートタイム労働者、有期雇用労働者関係】

雇用環境・均等室

026-227-0125

【派遣労働者関係】

需給調整事業室

026-226-0864

正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消に関する相談に応じます。

▶検索ワード：都道府県労働局

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>



働き方改革の推進に向けた課題を解決するために、以下の相談窓口をご活用ください。

課題解決の支援

**長野県働き方改革
推進支援センター**

0800-800-3028

働き方改革関連法に関する相談のほか、労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題にて、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。

▶検索ワード：働き方改革推進支援センター

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html>



**長野産業保健総合支援
センター**

026-225-8533

医師による面接指導等、労働者の健康確保に関する課題について、産業保健の専門家が相談に応じます。

▶検索ワード：産業保健総合支援センター

<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/sodan/tabid/122/Default.aspx>



長野県よろず支援拠点

026-227-5875

生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題について、専門家が相談に応じます。

▶検索ワード：よろず支援拠点

<https://yoroazu.smrj.go.jp/>



**長野県中小企業団体中
央会**

026-228-1171

**商工会議所
商工会**

経営改善・金融・税務・労務など、経営全般にわたって、中小企業・小規模事業者の取組を支援します。

▶検索ワード：都道府県中央会

<https://www.chuokai.or.jp/link/link-01.htm>

▶検索ワード：全国の商工会議所一覧

<https://www5.cin.or.jp/ccilist>

▶検索ワード：全国各地の商工会WEBサーチ

http://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754



ハローワーク

求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会などを実施しています。

▶検索ワード：ハローワーク

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>



**長野県医療勤務環境改
善支援センター**

026-267-6200

医療機関に特化した支援機関として、個々の医療機関のニーズに応じて、総合的なサポートをします。

▶検索ワード：いきサガ

<https://iryou-kinmukankyoku.mhlw.go.jp/information/>



長野労働局 雇用環境・均等室

長野市中御所1 - 22 - 1

TEL:026-227-0125

FAX:026-227-0126